

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社夢みるくじら
本社所在地	福岡市南区柏原三丁目33番37号
代表者名	代表取締役 西原 瑠里子
設立年月日	令和3年9月13日
電話番号	092-408-1888
FAX番号	092-408-1889

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションるる
事業所の種類・指定番号	指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所 事業所番号4061290765
所在地	福岡市南区柏原3丁目33-37
電話番号	092-408-1877
FAX番号	092-408-1878
開設年月日	令和4年2月1日
管理者の氏名	西原 瑠里子
サービス提供地域	福岡市（西区・東区を除く）春日市、那珂川市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	①指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。 ②指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。 ③訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日。ただし、祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く。
営業時間	午前9時から午後6時までとする。

5. サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中すべて対応する。
営業時間	午前9時から午後6時までとする。小児の場合は午前9時前、または午後6時以降にサービスに入ることもある。

6. 事業所の職員体制

管理者	西原 瑠里子
-----	--------

職	人員数
管理者	常勤1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	常勤3名 非常勤2名
看護職員（看護師・准看護師）	常勤 非常勤

7. 提供するサービス内容

- ①健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定・病状の観察）
- ②日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③リハビリテーション
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤認知症の利用者に看護
- ⑥療養生活や介護方法の指導
- ⑦その他医師の指示による医療処置
- ⑧訪問看護計画の作成

8. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためやむを得ない場合を除く）
- ⑥その他の利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証や医療保険証等に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、訪問看護計画は、利用者の心身の状況や意向の変化など、必要に応じて変更することができます。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 西原 瑠里子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用

	者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	--

1 2．緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な処置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 3．事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者総合保障制度
補償の概要	賠償責任補償・人格権侵害補償・被害者治療費補償など

1 4．身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5．居宅介護支援事業者等との連携

①指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16. サービス提供の記録

- ①指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は整備の上、完結してから原則5年間保存します。
- ②利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17. 衛生管理等

- ①看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18. 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	利用料	利用者負担額
日				
月				
火				
水				
木				
金				
土				
その他加算				
1ヵ月当たりの利用者負担額（見積もり）合計				円

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。

実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

(2) キャンセル料について

利用者都合でサービスを中止する場合、サービス利用の前日17時までにご連絡下さい。連絡がなく訪問看護師等がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合のキャンセル料は不要です。

※キャンセル料は、1回につき1,000円となります。

(3) 支払方法

利用料、利用者負担額及びその他の費用は、原則、ご指定の金融機関の口座からの

自動振替となります。現金によるお支払いをご希望の方はご相談ください。

※利用料等の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いがない場合は、サービス提供の契約を解除したうえで未払い分をお支払いいただくことがあります。

19. サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

訪問看護ステーションるる	福岡市南区柏原3丁目33-37 電話番号：092-408-1877 FAX 番号：092-408-1878 受付時間：午前9時から午後6時
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号：092-642-7859
福岡市南区役所 福祉・介護保険課	福岡市南区塩原3丁目25-1 電話番号：092-559-5125
福岡市城南区役所 福祉・介護保険課	福岡市城南区鳥飼6丁目1-1 電話番号：092-833-4105
中央区役所 福祉・介護保険課	福岡市中央区大名2丁目5-31 電話番号：092-718-1102
博多区役所 福祉・介護保険課	福岡市博多区博多駅前2丁目19-24 電話番号：092-419-1081
早良区役所 福祉・介護保険課	福岡市早良区百道2丁目1-1 電話番号：092-833-4355
春日市役所 介護保険課	春日市原町3丁目1-5 電話番号：092-558-1363 FAX 番号：092-584-3090
那珂川市役所	那珂川市西隈1丁目1-1 電話番号：092-953-2211

20. サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止事項

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめしたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度で当然」と理不尽なサービスを要求する

- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

21. サービス契約の終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができる。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
- ③ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴行又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき

令和 年 月 日

当事業者は、サービスの提供開始に当たり、甲に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者	所在地	福岡市南区柏原三丁目33番37号	
	法人名	株式会社夢みるくじら	
	代表者名	代表取締役 西原 瑠里子	
	事業所名	訪問看護ステーションるる	
	説明者	西原 瑠里子	印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

緊急連絡先

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

電話 _____

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

電話 _____

訪問看護利用料のご案内 その1

<介護保険で訪問看護サービス（予防訪問看護サービス）をご利用の方>

基本利用料【5級地】

訪問看護サービスの利用者負担額 《1割負担の場合》 ※（ ）内は予防訪問看護料金

*通常の時間帯（午前9時～午後6時）での訪問看護・リハビリ（一回につき）

【通常（午前9時～午後6時）】

・保健師、看護師による訪問の場合（准看護師の場合、下記料金の90%料金）

所要時間20分未満の場合 336円（325円）

（注）この場合、別に20分以上の訪問看護が週に1回以上必要となります。

す。

所要時間30分未満の場合 504円（483円）

所要時間30分以上、60分未満の場合 881円（850円）

所要時間60分以上、90分未満の場合 1,207円（1,167円）

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

所要時間20分の場合 315円（304円）

所要時間40分の場合 630円（608円）

所要時間60分の場合 851円（456円）

加算利用料

緊急時訪問看護加算Ⅰ 642円（5級地）[月に1回]

緊急時訪問看護加算Ⅱ 615円（5級地）[月に1回]（

特別管理加算Ⅰ 535円（5級地）[月に1回]

特別管理加算Ⅱ 268円（5級地）[月に1回]

専門管理加算 268円（5級地）[月に1回]

遠隔死亡診断補助加算 161円（5級地）[死亡月]

口腔連携強化加算 54円（5級地）[月に1回]

特別管理加算の対象者に対する

看護師等による90分以上の訪問の場合 321円（5級地）[1回につき]

2人以上の看護師等による訪問で30分未満の訪問の場合

272円（5級地）[1回につき]

〃

30分以上の訪問の場合

431円（5級地）[1回につき]

処遇改善加算

月当り利用単位数の1.8%

病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に初めて訪問看護を利用された場合	3 7 5 円（5 級地）[1 回につき]
初めて訪問看護を利用の場合、また前回より 2 ヶ月以上経過して利用された場合	3 2 1 円（5 級地）[1 回につき]
退院（退所）にあたって医療機関（介護施設等）の医師または職員等と共同で在宅療養に向けて支援・指導を行った場合	6 4 2 円（5 級地）[1 回につき]
看護師等の訪問看護員（介護福祉士）が行う痰の吸引に際して、訪問やサービス担当者会議等で必要な支援を行った場合	2 6 8 円（5 級地）[1 回につき]
ターミナルケア加算	2, 6 7 5 円（5 級地）[死亡月]

交通費

通常営業地域内の場合	無料
通常営業地域外または交通機関使用の場合	実費

看護師等とは、看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいいます。

また、上記の利用料金のほかに、通常営業地域以外への訪問看護サービスのご利用の場合は、別途、交通費を実費請求させていただきます。その際には、公共交通機関使用の場合は実費を請求させていただきます。あらかじめご了承ください。

訪問看護利用料のご案内 その2

<医療保険で訪問看護サービスをご利用の方>

各保険により負担割合が異なります。お手持ちの保険証等をご確認下さい。
利用料金の1～3割の負担です。令和9年6月より（ ）の金額に変更になります。

訪問看護基本療養費Ⅰ：利用者に対する通常の訪問看護

保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合

	週3日まで1日につき	5,550円
	週4日以降	〃 6,550円
准看護師による場合	週3日まで	〃 5,050円
	週4日以降	〃 6,050円

訪問看護基本療養費Ⅱ：（同一建物居住者で同一日3人以上9人以下の訪問）

※2人までは訪問看護基本療養費（Ⅰ）と同じ報酬

看護師等による場合	週3日まで1日につき	2,780円
	週4日以降	〃 3,280円
准看護師による場合	週3日まで	〃 2,530円
	週4日以降	〃 3,030円
理学療法士等による場合	1日につき	2,780円

訪問看護基本療養費Ⅲ：在宅療養に向けた一時的な外泊利用者に対する訪問看護

入院中1回（末期の悪性腫瘍、難病、人工呼吸器使用の場合は2回） 8,500円

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ：精神障害を有する利用者又は家族に対する精神訪問看護

保健師、看護師、作業療法士による場合

週3日まで30分未満の場合、	1日につき	4,250円
〃 30分以上の場合、	〃	5,550円
週4日以降30分未満の場合、	〃	5,100円
〃 30分以上の場合、	〃	6,550円
准看護師による場合		
週3日まで30分未満の場合、	1日につき	3,870円
〃 30分以上の場合、	〃	5,050円
週4日以降30分未満の場合、	〃	4,720円
〃 30分以上の場合、	〃	6,050円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ：（同一建物居住者で同一日３人以上の訪問）

※２人までは精神訪問看護基本療養費（Ⅰ）と同じ報酬

保健師、看護師、作業療法士による場合

週３日まで３０分未満の場合、	１日につき	２，１３０円
〃 ３０分以上の場合、	〃	２，７８０円
週４日以降３０分未満の場合、	〃	２，５５０円
〃 ３０分以上の場合、	〃	３，２８０円

准看護師による場合

週３日まで３０分未満の場合、	１日につき	１，９４０円
〃 ３０分以上の場合、	〃	２，５３０円
週４日以降３０分未満の場合、	〃	２，３６０円
〃 ３０分以上の場合、	〃	３，０３０円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ：在宅診療に向けた一時的な外泊利用者に対する精神訪問看護
入院中１回（別表７、８の利用者は２回） ８，５００円

訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合	７，７１０円
	月の２日目以降１日につき	
	イ）単一建物居住者が２０人未満	３，０１０円
	ロ）単一建物居住利用者が２０人以上５０人未満	
	（１）月１５日目まで	２，５１０円
	（２）月１６日以降２４日目まで	２，３１０円
	（３）月２５日目以降	２，２１０円

精神科重症患者支援管理連携加算

精神科在宅患者支援管理料２のイを算定する利用者	８，４００円
精神科在宅患者支援管理料２のロを算定する利用者	５，８００円
精神科複数回訪問加算（１日２回）	４，５００円
精神科複数回訪問加算（１日３回以上）	８，０００円
末期がん・難病等１日複数回訪問看護加算	１日２回訪問の場合 ４，５００円
	１日３回以上訪問の場合 ８，０００円

複数名訪問看護加算	看護師等との同行 週１回につき	４，５００円
	准看護師との同行 週１回につき	３，８００円
	介護職員との同行 週１回につき	３，０００円

超重症児や人工呼吸器等使用状態などの長時間訪問看護加算 週１回につき ５，２００円
（超重症児・準超重症児に限り週３回まで可能）

３歳未満の乳幼児、３歳以上６歳未満の乳幼児加算 １日につき １，４００円

(別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合)	1日につき	1,800円
診療所または在宅支援病院の主治医の指示による緊急訪問看護加算		
	14日目まで	2,650円
	15日目以降	2,000円
24時間対応体制加算イ	1月につき	6,800円
24時間対応体制加算ロ	1月につき	6,520円
特別管理加算	1月につき	2,500円
但し、重症度の高い状態の場合	1月につき	5,000円
夜間（午後6時～午後10時）または早朝（午前6時～午前8時）加算		2,100円
深夜（午後10時～午前6時）加算		4,200円
退院時共同指導加算	1回につき	8,000円
特別管理指導加算	1回につき	2,000円
退院支援指導加算（退院日に療養上必要な指導が行われた場合）		6,000円
退院支援指導加算（厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合）		8,400円
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回程度）	1回につき	2,000円
訪問看護情報提供療養費	1月につき	1,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき	50円
訪問看護医療情報連携加算	1月につき	1,000円
訪問看護遠隔診療補助料		2,650円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	1月につき	1,050円（2,100円）
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ	1月につき	30～540円（30円～1,080円）
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円
訪問看護物価対応料（1日につき）		
訪問看護物価対応料1	イ 月の初日の訪問の場合	60円（120円）
	ロ 月の2日目以降の訪問の場合	20円（40円）
訪問看護物価対応料2		20円（40円）
交通費		
通常営業地域内の場合		無料
通常営業地域外または交通機関使用の場合		実費

訪問看護利用料のご案内 その3

<自己負担で訪問看護サービスをご利用の方>

・通常時間（午前9時～午後6時）

保健師、看護師、准看護師の場合

所要時間30分までの場合 5,500円

所要時間60分までの場合 10,000円

所要時間90分の場合 13,000円

所要時間120分の場合 16,000円

以降は30分毎に+4,000円の追加とさせていただきます。

また、夜間（午後6時～午後10時まで）または早朝（午前6時～午前8時まで）の時間は+2,100円、深夜（午後10時～翌6時まで）の時間は+4,200円の追加とさせていただきます。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問の場合

所要時間40分の場合 6,000円

所要時間60分の場合 8,500円

以降は30分毎に+5,000円の追加とさせていただきます。

受診同行の場合（利用者様、ご家族様の依頼）

所要時間60分までの場合（現地集合・現地解散） 5,000円

以降30分毎に+2,000円の追加とさせていただきます。

駐車料金は実費、交通費として遠方の場合は、別途請求とさせていただきます。

役所等への手続き代行

1回につき 3,000回

駐車料は実費請求とさせていただきます。

死後の処置料

死亡後のご遺体のお世話 他

15,000円

交通費

通常営業地域内の場合

無料

通常営業地域外または交通機関使用の場合

実費